

育などの鍛錬が重視されるようになり、立派な兵隊になれるよう育てることが保育目標となるなど、保育現場においても戦争の影響を受けるようになった。

(8) 「保育要領」の保育内容

1945（昭和20）年8月15日に終戦を迎え、日本には連合軍総司令部（GHQ）が設置された。教育に関しても、アメリカ軍を中心とする連合国の支配下に置かれることとなった。

1947（昭和22）年に「学校教育法」が制定され、幼稚園は学校体系の中に位置づけられ、翌1948（昭和23）年には幼児保育の基準を示す「保育要領－幼児教育の手引き」が作成された。この保育要領は、倉橋の保育理論を取り入れた形で作成され、基本は、幼稚園における保育の内容や基準を示したものであったが、保育所や家庭においても役立つようにとの配慮がなされていた。

保育要領の全体の構成は、「まえがき」「幼児期の発達的特質」「幼児の生活指導」「幼児の生活環境」「幼児の一日の生活」「幼児の保育内容」「家庭と幼稚園」の7章で構成された。保育内容は、「楽しい幼児の経験」として、「見学、リズム、休息、自由遊び、音楽、お話、絵画、製作、自然観察、ごっこ遊び・劇遊び・人形芝居、健康保育、年中行事」の12項目が示された。さらに、「幼稚園における幼児の生活は自由な遊びを主とするから、一日を特定の作業や活動の時間に細かく分けて、日課を決めることは望ましくない。一日を自由に過ごして、思うままに楽しく活動できることが望ましい。（略）幼稚園の毎日の日課はわくの中にはめるべきでなく、幼児の生活に応じて日課を作るようにすべきである。」（保育要領より）とし、子どもの生活リズムに合った自然で自由な生活を重視した計画の作成の必要性が示された。

(9) 「幼稚園教育要領」の刊行

保育要領以降、保育の現場では、幼児の自由で自発的な活動を重視する保育に賛同しながらも、保育目標と内容とのつながりが見いだせず、系統性を求める声が多く上がった。文部省は1956（昭和31）年に保育要領を改訂し、国が示す教育課程の基準として「幼稚園教育要領」を刊行した。幼稚園教育要領は、小学校の教育内容との一貫性が図られ、これまでの保育全体の手引きとしてではなく、国が示す幼稚園の教育課程の基準という位置づけが与えられた。また、幼稚園の目標の具体化と、指導上の留

意点が明らかにされた。

幼稚園教育要領は、「幼稚園教育の目標」「幼稚園教育の内容」「指導計画の作成とその運営」の3章から構成された。保育内容については「健康」「社会」「自然」「言語」「音楽リズム」「絵画製作」の6領域に分類され、系統的に示された。子どもの発達の特徴と望ましい経験とが具体的な内容で列挙されており、小学校の教科とは性格が異なるとされたが、実際の保育では、6領域と小学校の教科が結び付けやすく、領域ごとに独立した保育を行う幼稚園もあった。

(10) 昭和における「幼稚園教育要領」の改訂と保育内容

1964（昭和39）年、幼稚園教育要領が改訂され、公示された。改訂された幼稚園教育要領では、これまでの領域別指導に偏る傾向を反省し、6領域に対して「望ましい経験」ではなく、「望ましいねらい」が示された。そのねらいは「相互に密着な関連があり、幼児の具体的、総合的な経験や活動を通して達成されるものである」と明確に示され、6領域を個別にとらえるのではなく、総合的にとらえ指導することの必要性が提示された。しかし領域の考え方に不明瞭な点も多く、改訂後も各領域を教科のように構成し、指導する幼稚園も多かった。

(11) 「保育所保育指針」の刊行

1947（昭和22）年に制定された「児童福祉法」において、「保育所は、日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする」と規定され、それまで「託児所」として運営されていた施設は「保育所」に名称が統一され、厚生省の管轄のもとに運営された。翌年には、児童福祉施設最低基準が定められ、保育の施設、職員、保育時間などの規準が明確にされた。この中で、保育内容については「健康状態の観察、服装等の異常の有無についての検査、自由遊び及び昼寝のほか、健康診断を含む」とされた。

その後、保育所の需要の高まりにより、幼稚園と保育所の違いが課題となった。1963（昭和38）年に、文部省初等中等教育局長・厚生省児童局長の連名により、「幼稚園と保育所との関係について」の通達が出され、幼稚園の就学年齢に該当する幼児については、幼稚園教育要領に準ずる保育内容で教育を行うことが望ましいとされた。

1965（昭和40）年には、厚生省より国の規準として「保育所保育指針」が刊行され

た。ここでは、保育所が養護と教育の機能が一体となった機関であることが明示され、その独自の保育内容と方法が規定された。

保育内容に関しては、「保育所のもつ機能のうち、教育に関するものは、幼稚園教育要領に準ずることが望ましい」とされ、4歳児以上の教育においては、教育要領各領域に準じて、「健康」「社会」「言語」「自然」「音楽」「造形」という編成がなされた。その他の年齢については、1歳3か月未満と1歳3か月～2歳までの子どもは「生活」と「遊び」が、2歳児は「健康」「社会」「遊び」が、3歳児は「健康」「社会」「言語」「遊び」がそれぞれ保育内容として示された。これらの各領域については、ひとつの領域だけに限って取り扱うことは適切でないことが示されたが、保育内容が年齢ごとに区分されており、指導計画も領域ごとに細分化されたため、領域別の保育が展開されることとなった。

第2節 平成の保育内容の変遷と今後の課題

(1) 平成元年改訂「幼稚園教育要領」、平成2年改定「保育所保育指針」

1989（平成元）年に、幼稚園教育要領が改訂された。これまでの反省を踏まえ、幼稚園教育は「環境を通して行うもの」とされ、子どもの自発的な活動としての遊び（生活）を重視した改訂が行われた。改訂の要点として次の4点があげられる。

- ① 幼稚園教育の基本として「環境を通しての教育」が掲げられた。
- ② ねらいや内容を幼児の発達の側面からまとめた5領域に再編成した。
- ③ 5領域は「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」と定め、小学校の教科との違いを明確にした。
- ④ 幼稚園生活の全体を通してのねらいが総合的に達成されるように「ねらい」と「内容」の関係を明確にした。

同年に文部省から刊行された『幼稚園教育指導書 増補版』では、「幼稚園教育における領域は、それぞれが独立した授業として展開される小学校の教科とは異なるので、領域別に教科課程を編成したり、特定の活動と結びつけて指導したりするなどの取扱いをしないようにしなければならない」と、幼稚園の教育のあり方の独自性が明

確化された。

幼稚園教育要領の改訂を受けて、1990（平成2）年に保育所保育指針が改定された。幼稚園教育要領において保育内容を6領域から5領域に改めたことから保育所保育指針においても3歳児以上の保育内容のうち教育的側面については、5領域に構成された。また、3歳未満児については、1965（昭和40）年の保育所保育指針において「遊び」「生活」などに区分されていた領域は「基礎的事項」として明記されるようになった。

平成に入り、ようやく領域別の保育内容から脱し、子どもの姿、環境構成、保育者の援助等それぞれ、幼稚園、保育所の実態に合わせた保育内容が展開されることとなった。しかし、「環境による保育」では、保育者の役割は「環境構成」をすることにあり、その後の子どもの活動は見守ることに徹するべきであるとの誤解や、「援助」は保育者の主体的な関わりを否定するものとして受け止められるという実態も見受けられた。

（2）平成10年改訂「幼稚園教育要領」、平成11年改定「保育所保育指針」

1995（平成7）年、中央教育審議会は、「21世紀を展望したわが国の教育の在り方について」の諮問をもうけ、第1次答申として「子どもに『生きる力』と『ゆとり』を」（1996年）、第2次答申として「幼児期からの心の教育のあり方について」と「今後の地方教育行政の在り方について」（1997年）を発表し、日本の教育のあり方が検討された。これらの動きを背景に、1998（平成10）年に幼稚園教育要領が改訂された。この改訂では、平成元年の改訂において十分共通理解されずにいた問題の改善と、幼稚園および子育て環境の変化に鑑みた改訂となった。改訂のポイントとなったのは次の4点である。

- ① 教師が計画的に環境構成すべきことや活動の場面に応じて様々な役割を示す事を明示した。
- ② 教育課程を編成する際には、自我が芽生え、他者の存在を意識し、自己の気持ちを抑制しようとする幼児期の発達特性を踏まえる事を明示した。
- ③ 各領域の留意事項について、その内容の重要性をふまえ、その名称を「内容の取り扱い」に変更した。
- ④ 指導計画作成上の留意事項に、小学校との連携、子育て支援活動、預かり保育について明示した。

この幼稚園教育要領の改訂を受け、幼稚園教育要領の内容に準じる形で1999（平成11）年に保育所保育指針も改定された。保育の計画は、入所している子ども及び家庭の状況や保護者の意向、地域の実態を考慮し、それぞれの保育所に適したものとなるように作成するものとし、保育の内容は、保育の目標とそれを具体化した年齢ごとの「ねらい」と「内容」で構成し、年齢を通じて一貫性のあるものとすることが明記された。

（3）平成20年改訂「幼稚園教育要領」、平成20年改定「保育所保育指針」

2006（平成18）年に「教育基本法」が約60年ぶりに改正された。翌、2007（平成19）年の「学校教育法」の一部改正により、新たな幼児教育の考え方・認識の枠組みが示された。2008（平成20）年の幼稚園教育要領改訂の方向性としては次の点が挙げられる。

- ① 子どもの変化、社会の変化に対応した教育課程への改善
 - ・幼稚園を学校教育のはじまりとして明確に位置付け、小学校との連続性を確保する。
 - ・幼稚園は、家庭・地域社会との連携を一層図り、幼児の総合的な発達環境づくりをめざす。
- ② 生活の連続性及び発達や学びの連続性をふまえた幼稚園教育の充実
 - ・幼児の家庭における生活経験を考慮した保育内容の充実を図る。
 - ・各領域の内容に関する指導の充実を図る。
 - ・言葉の領域に関する指導の充実を図る。
 - ・幼児一人一人の体験を重視し、体験の多様性と関連性に配慮する。
 - ・幼児期において協同する経験の積み重ねの重要性を明記する。
 - ・幼稚園教育と小学校教育の円滑な接続に配慮した教育課程の改善を図る。
- ③ 幼稚園における子育て支援及び預かり保育の望ましいあり方
 - ・預かり保育の取り組みを「親と子が共に育つ」という視点から整理し、内容の充実を図る。

幼稚園教育要領の改訂が行われた2008（平成20）年に、保育所保育指針の改定も行われた。この度の改定で、保育所保育指針は厚生労働大臣による「告示」となった。この告示にともない、いずれの保育所でも「守ることのできる」ものであるようにするために、その内容は大綱化された。つまりこれまでの保育所保育指針から、重要な

要素だけを取り出し、大枠のレベルで基本を整理し提示されたのである。

この改定に関する検討会で提示された「保育所保育指針の改定について（報告書）」では、家庭内の地域における人とかかわる経験の減少及び生活リズムの乱れといった子どもの生活環境の変化や、子育ての孤立化、子どもに関する理解不足といった保護者の子育てへの不安や、養育力の低下といった、子どもの育ちをめぐる環境の変化について指摘し、保育士の役割の深化・拡大について言及している。

（４）「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」

認定こども園制度は、2006（平成18）年に、就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に提供するしくみとして始まった。2012（平成24）年8月には、子育て支援のニーズが多様化する中、「子ども・子育て支援法」が成立した。2016（平成28）年の「子ども・子育て支援新制度」においては、「認定こども園法一部改正法」により、認定こども園の類の一つである幼保連携型認定こども園を、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設に改め、認可・指導監督を一本化することとした。この新たな幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をまとめたものとして2016年に「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」が告示されることとなった。

（５）平成29年改訂（定）「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」

2017（平成29）年、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領が改訂（定）された。幼稚園教育要領の改訂では、子どもたちが自立的に、社会とのかかわりのなかで、自らの生涯を生き抜いていく力を養うことが目指され、「社会に開かれた教育課程」が重視されるとともに、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた指導の工夫・改善を行うことが示された。また、幼稚園教育において育みたい資質・能力としての3つの柱と、幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿も示された。

保育所保育指針は、児童福祉法に基づいた上で、「子ども・子育て支援新制度」の施行や0～2歳児を中心とした保育所利用児童数の増加、児童虐待相談件数の増加等の社会情勢の変化や、幼稚園教育要領の改訂内容を踏まえての改定となった。特に、

保育内容に関しては、「乳児」、「1歳以上3歳未満児」、「3歳以上児」で分けて示され、乳児および1歳以上3歳児未満児の保育の記載の充実が図られた。その他、幼児教育の積極的な位置づけ、健康及び安全の記載の見直し、「子育て支援」に関する章の新設、職員の資質・専門性の向上の充実などが見られる。

幼保連携型認定こども園教育・保育要領は、幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性が図られるとともに、幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項等が充実したものとなった。

今回の改訂（定）においては幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園のどこに通っても一定以上の質が担保された幼児教育が受けられるように、要領、指針において、3歳児以上の幼児教育の共通化が図られている。

【参考文献】

- ・浦辺史・宍戸健夫・村山祐一（編）『保育の歴史』青木書店 1980年
- ・倉橋惣三・新庄よしこ『日本幼稚園史（複製版）』臨川書店 1980年
- ・日本保育学会『日本幼児保育史（全6巻）』フレーベル館 1968-1975年
- ・文部科学省『幼稚園教育要領解説』フレーベル館 2018年
- ・厚生労働省『保育所保育指針解説』フレーベル館 2018年
- ・内閣府・文部科学省・厚生労働省『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』フレーベル館 2018年

章末課題

1. 戦前の保育内容の変遷を辿り、それぞれの特徴をまとめてみよう。
2. 「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」の時代ごとの特色を挙げよう。
3. 平成年代に求められた保育内容について考えよう。